

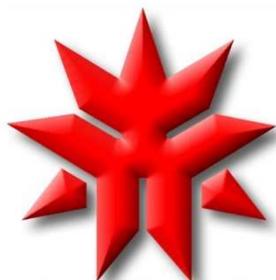
障がいを理由とする
差別の解消を図るための
赤穂市職員対応要領（別冊）



サポートマニュアル

（案）

280927 版



赤穂市
AKO CITY

も く じ

第1章	はじめに	
	1 このマニュアルの目的	1
	2 対応要領等の対象範囲	2
	3 対象となる障がいのある人	3
	4 障がいのある人の現況	3
第2章	不当な差別的取扱いの禁止	
	1 基本的な考え方	4
	2 正当な判断の視点	4
	3 不当な差別的取扱いとは	5
第3章	合理的配慮の提供	
	1 基本的な考え方	6
	2 合理的配慮の提供	6
	3 意思の表明について	7
	4 過重な負担の基本的な考え方	7
	5 合理的配慮の具体例	8
第4章	障がいの特性と心がけたい配慮	
	1 対応の基本的な心構え	11
	2 障がいの特性と心がけたい配慮	12
	(1) 身体障がい	12
	(2) 知的障がい	22
	(3) 精神障がい	24
	(4) 発達障がい	26
	(5) 高次脳機能障がい	28
	(6) 難病	30
第5章	差別を解消する体制等	
	1 相談体制	33
	2 障害者自立支援協議会の活用	33
第6章	資料編	
	1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	35
	2 兵庫県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等	42
	3 障害者差別解消にかかる相談窓口	50
	4 障害福祉サービス等の体系等	52
	5 障がいに関するマーク	54

第1章 はじめに

1. このマニュアルの目的

平成 28 年 4 月より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、以下「法」という。）が施行されました。

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

法第 7 条において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止を行政機関等の法的義務として定められています。

本市においても、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供について市職員に周知徹底し、障がいのある人への差別の解消に率先して取り組むため、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する赤穂市職員対応要領及びサポートマニュアル（以下「対応要領等」という。）を策定し、市職員が法の趣旨や内容を理解し、障がいのある人に対して、心の通った対応をするための基本的な考え方や必要な事項、障がい別の特性や接し方などを示すものです。

●障害者差別解消法

（地方公共団体等職員対応要領）

第 10 条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする。

●障害者差別解消法

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第八条 事業者は…

区分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	法的義務	法的義務
事業者		努力義務

2. 対応要領等の対象範囲

(1) 対象となる職員等

本対応要領等の対象となる職員は、地方公営企業職員、臨時職員、非常勤職員、再任用職員等含むすべての市職員とします。

このうち、地方公営企業（上下水道部、市民病院）については、法上は「事業者」として扱うことが適当であるとされており、各事業の主務大臣が定める対応指針にも留意してください。

区分	対応指針
上下水道部	・国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針 ・障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン
市民病院	・障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン

また、本市が民間事業者と同じ分野の事業を行う場合は、当該事業分野の事業者に向けて主務大臣が定めた対応指針にも留意してください。

事業分野（例）	対応指針
福祉分野	・障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン
教育分野	・文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

(2) 受託事業者等の取扱い

事業の処理等を委託する時は、受託事業者等が、当該事業の主務大臣が定める対応指針に則って、法に適切に対応するとともに、委託等の業務に従事する職員が、対応要領等に準じて、適切な対応を行えるよう、必要な措置を講じる（例：仕様書等に盛り込む）よう努めるものとします。

▼受託事業者等の範囲

- ①市から事務の処理を受託した事業者
- ②市が公の施設の管理を行わせるために指定する者（指定管理者）
- ③市と共同で事業を行う事業者
- ④公の施設を民営化するにあたり、当該公の施設の運営を引き継ぐ事業者



3. 対象となる障がいのある人

対象となる障がいのある人は、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

4. 障がいのある人の現況

障害者差別解消法で対象とされる「障がい者（障がいのある人）」は、障害者基本法第2条第1項に規定する障がい者、すなわち、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

法が対象とする障がいのある人は、障がい者手帳の所持者に限られませんが、手帳所持者及び自立支援医療受給者、難病患者数等で把握できる数だけでも3,000人以上になります。（一部重複あり）

（参考）障がい者手帳等所持者数（平成28年3月末現在）

●身体障害者手帳

	視覚	聴覚	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
1級	41	3	2	162	411	619
2級	27	32	3	159	1	222
3級	12	18	9	192	67	298
4級	9	33	4	305	120	471
5級	14	3		92		109
6級	5	73		41		119
合計	108	162	18	951	599	1,838

●療育手帳

A	B 1	B 2	合計
197	132	141	470

●精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
18	94	50	162

●自立支援医療受給者証

※更正・育成 = 年度中有効受給者証数

更正医療	育成医療	精神通院医療	合計
12	5	612	629

●障害福祉サービス等受給者証

※重複所持者含む

介護給付	訓練等給付	障害児通所	合計
431	231	129	791

●難病（特定疾患医療受給者証） 730件

※赤穂健康福祉事務所調べ

第2章 不当な差別的取扱いの禁止

1. 基本的な考え方

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、事務・事業について諸事情が同じ障がいのない人と比較して、障がいのある人を不利に扱うことです。

法では、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止しています。

ただし、障がいのある人の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の下記のような措置は、不当な差別的取扱いにはあたりません。

- 障がいのある人を障がいのない人と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）
- 障がいのある人に対する合理的配慮の提供による障がいのない人との異なる取扱い
- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障がいの状況等を確認すること。

2. 正当な判断の視点

不当な差別的取扱いであるかどうかの判断は、その取扱いを行う正当な理由の有無が重要となります。

正当な理由に相当するのは、その取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合です。

本市職員は、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障がいのある人及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）並びに本市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

なお、個別の事案において、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を分かりやすく説明し、理解を得るよう努めるものとします。

3. 不当な差別的取扱いとは

▼不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

- 障がいを理由に窓口対応や施設の利用等を拒否する。
- 障がいを理由に対応の順序等を後回しにする。
- 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障がいを理由に、どうしたら参加できるか検討もせず、説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 身体障害者補助犬法に定める盲導犬等の身体障害者補助犬の同伴を拒否する。
- 事務又は事業の遂行上、特に必要でないにも関わらず、障がいを理由に、来庁や説明会等の際に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付したり、特に支障がないにも関わらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 「障がい者不可」「障がい者お断り」と表示・広告する。
- 試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり評価に差をつける。
- 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける。

▼その他場面の具体例

- ◎ 飲食店などで・・・車いすで（盲導犬を連れて）レストランや飲食店に入ろうとしたら、断られた。
- ◎ 入会窓口などで・・・スポーツクラブやカルチャーセンターに入会を申し込んだが、障がいがあることを理由に入会を断られた。
- ◎ 住宅案内所等で・・・マンションやアパートを借りようと申し込んだが、障がいがあることを理由に貸してもらえなかった。
- ◎ 駅などで・・・駅でどの電車に乗れば目的地に行けるか尋ねたが、分かりやすく説明してくれなかった。

▼正当な理由があると考えられる事例

- ◎ 耳の不自由な人が手話によるコミュニケーションの方法を求めたが、その施設には手話通訳のできる者がおらず、すぐに手配ができなかったため、代替手段として筆談など他のコミュニケーション手段を提案した。
- ◎ 心臓機能に疾患のある人が、体に負担のかかるイベントに参加を希望したが、主治医から許可が得られず、身体や生命の安全のために参加を断った。

第3章 合理的配慮の提供

1. 基本的な考え方

●障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）

「合理的配慮」

第2条 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。

合理的配慮は、障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとの、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたもので、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、障がいのある人が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

◆社会的障壁とは・・・

- ◎社会における事物→通行、利用しにくい施設、設備など（段差があり進めないなど）
- ◎制度→利用しにくい制度など
- ◎慣行→障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化など（難しい文章や漢字ばかりで理解しづらい。ホームページで画像が多く、読み上げソフトが機能しない など）
- ◎観念→障がいのある人への偏見など

2. 合理的配慮の提供

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。障がいのある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「4.過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的な話し合いによる相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟な対応が必要とされます。

さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮する必要があります。

なお、合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合、障がいのある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につなげることも検討していく必要があります。

また、合理的配慮は、本市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、

- ◎必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ◎障がいのない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ◎事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

に留意する必要があります。

3. 意思の表明について

意思の表明は、手話を含む言語のほか、点字、拡大文字、音声、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がいのある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられます。

また、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等により本人の意思がうまく伝えられない場合には、障がいのある人の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

なお、意思の表明が困難な障がいのある人が、家族、支援者・介助者等を伴っておらず、意思の表明が容易にできない場合でも、社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合には、適切と思われる配慮の提供を申し出るなど、自主的な取組に努めることが望まれます。

4. 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

市職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれます。

5. 合理的配慮の具体例

(1) 物理的環境への配慮

- 駐車スペースを施設近くにする。(来庁者数に応じて施設に近い一般車両区画も障がい者用とする。)
- 段差がある場合に、車いす利用者にキャスタ上げ等の補助をしたり、携帯スロープなどを渡す。
- パンフレット等は車いすからでも手の届く高さに設置する。やむを得ず配架棚の高い所に置かれたパンフレットを必要としている場合は、積極的に声をかけて、取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がいのある人の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がいのある人の希望を聞くなどする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近に設けるなどの位置取りにする。
- 疲労を感じやすい障がいのある人から、別室での休憩の申し出があった際、別室を確保する。別室の確保が困難であった場合、本人に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を抑えることが難しい障がいのある人に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がいのある人に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- 聴覚過敏の児童生徒のために、机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する。
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らす。

(2) ルール・慣行の変更による配慮

- 順番を待つことが苦手な障がいのある人に対し、周囲の者の理解を得たうえで、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得たうえで、当該者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 他者との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、当該者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。
- 試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。

(3) 意思疎通の配慮

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、それぞれの媒体間でページ番号等が異なり得ること、点字版では図表がないこと等に留意して使用する。
- 視覚障がいのある委員に会議資料を事前送付する際、読み上げソフトに対応した電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障がいのある人に対し、絵カード、ICT機器（タブレット端末）等を活用して意思を確認する。
- 窓口などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモを残して渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の目で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障がいのある人に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障がいのある人から申し出があった際に、短く分かりやすい言葉で、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- ホームページなど外部情報の発信の際、動画に字幕（文字情報）、テキストデータを付ける。

(4) 会議等の運営における配慮

- 傍聴の事前申し込みの際に、手話通訳、点字資料の使用等希望する支援の内容を聞き、その内容に応じて、障がいのある傍聴者に対し、可能な範囲での配慮を行う。
- 会議の進行に当たり、障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の冒頭で、委員に対し、点字資料は墨字資料とはページ番号等が異なり、図表がないことなどを説明し、会議資料を引用したり、言及したりする際には、当該箇所を読み上げるなど障がいのある委員や傍聴者に配慮して発言を行うこと、発言の際は名前を言うこと、また、円滑に手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりと発言することなどを求める。
- 会議の運営や進行に当たっては、職員が委員の障がいの特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。例えば、視覚障がいのある委員に点字資料を用意するとともに、会議当日は、職員が隣に座ってサポートを行う。また、手話通訳者を用意するとともに、円滑に手話通訳ができるように、手話通訳者に会議資料を事前送付する。

(5) 情報の発信時

市役所からの情報発信時において、次のような配慮を心がけます。

① 「障害」の表記について

「障害」「障害者」の「害」の表記について、本市においては、平成 22 年 10 月 1 日より、障がいのある人や障がいのある子どもの人権の尊重とやさしさを表現する観点から、負のイメージの強い「害」の漢字を用いないでひらがなの「がい」の表記に努めています。

また、赤穂市障がい福祉計画において、「障害者」を「障がいのある人」、「障害児」を「障がいのある子ども」と表記しており、市から発出する文書等においてできる限り文言統一を図ることとします。

- 障害 ⇒ 障がい
 - 障害者 ⇒ 障がいのある人
 - 障害児 ⇒ 障がいのある子ども
 - 身体障害者 ⇒ 身体障がいのある人 など
- ※「者」の次に文言が続けばそのまま「者」を用いる場合もある
- 障がい者施策 ○障がい者福祉 ○障がい者用トイレ など

ただし、「害」のひらがな表記について、次に該当する場合は適用除外としています。

◇法令や条例等に基づく制度の名称

- ・障害者基本法、障害者総合支援法、身体障害者手帳、障害年金 など

◇機関の名称などの固有名詞

- ・障害者支援施設、身体障害者更生相談所 など

② 市役所からお送りする文書等について

- ・市から視覚障がいのある人にお送りする通知、納付書等について、希望される方には「点訳」で送付するよう努めます。

※ 点字を利用される人の情報について、庁内で共有する場合があります。

- ・聴覚障がいのある人に配慮して、市役所の連絡先にはファックス番号、メールアドレスを明記するよう努めます。

③ 広報・ホームページについて

広報あこう及び回覧広報あこうについて、必要な方には、音訳や点訳版をお渡ししています。

赤穂市のホームページは、すべての人が利用しやすいホームページを目指して、ウェブアクセシビリティに関する JIS 規格（日本工業規格）「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部：ウェブコンテンツ」（JISX8341-3：2010）、および「みんなの公共サイト運用モデル改訂版（2010 年度）」を踏まえて、ウェブアクセシビリティに取り組んでいます。

第4章 障がいの特性と心がけたい配慮

1. 対応の基本的な心構え

障がいの有無や程度は、外見から必ずしも明らかではありません。障がいのある人だけでなく、市民と接する際は、相手の立場に立った寄り添った対応を心がけることが大切です。

(1) 相手の人格を尊重し、相手の立場に立って対応しましょう。

- 「自分がその立場だったら」ということを意識して、寄り添った対応を心がけましょう。
- 明るく、ていねいに、分かりやすい対応を心がけましょう。

(2) 困っている様子の人を見かけたら声をかけましょう。

- 窓口や廊下等で、困っている様子があれば、こちらに手助けをする姿勢を示しましょう。
- 「何かお手伝いできることはありますか？」など声をかけて、どんな手助けを必要としているか、聞いてみましょう。

(3) 柔軟な対応を心がけましょう。

- 最初から「できない」ということを考えるのではなく、「できる」ようにするためにはどうしたらいいか考えましょう。
- 相手の話をよく聞き、訪問目的を的確に把握し、「たらい回し」にしないように注意しましょう。
- 想定しないことがおきても、素早く柔軟に対応しましょう。
- 対応の方法に不安がある時は、一人で抱えず周囲に協力を求めましょう。

(4) コミュニケーションを大切にしましょう。

- コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり分かったふりをせず、「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認しながら、信頼感を持てる対応を心がけましょう。
- 家族や介助の方ではなく、障がいのある人本人と直接コミュニケーションをとりましょう。

(5) プライバシーに配慮しましょう。

- 公務員として当然ですが、職務上知り得た個人情報等については、守秘義務を守りましょう。
- 必要がないのに障がいの原因や内容について、踏み込んで聞くことは避けましょう。

(6) 言葉使いに配慮しましょう。

- 差別的な言葉はもちろん、不快に感じられる言葉や表現、おおげさに子ども扱いした言葉は使わないようにしましょう。

2. 障がい別の特性と心がけたい配慮

障がいの種類や支援の度合いは様々であり、特性に応じて、対応もそれぞれ異なります。それらをすべて理解することは簡単なことではないですが、まずは関心を持つことが「配慮」への第一歩となります。

(1) 身体障がい

身体の障がいも様々で、どの機能に障がいがあるかによって、困りごとや接し方、対応が異なります。

①視覚障がい

視力や視野、色覚の障がいにより、生活に支障をきたしている状態です。視覚障がいのある人の中には、全く見えない人と視力があっても見えづらい人がいます。見えづらい人の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい（夜盲）、見える範囲（視野）が狭い、特定の色が分かりにくいなどの状態があります。

障がいの特性

▼一人で移動することが困難です。

慣れていない場所では一人で行動することは困難です。

▼音声を中心に情報を得ています。

目からの情報が得にくいいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手しています。

▼文字の読み書きが困難です。

文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい人が多いです。



心がけたい配慮

▼まず、こちらから声をかけましょう。

- ・こちらから声をかけましょう。周囲の状況が分からないため、相手から声をかけられなければ会話が始められないことがあります。また、知っている相手でも声だけでは誰か分からないことがあります。
- ・声をかける時には前、横から近づき「○さん、こんにちは。△です」など自ら名乗りましょう。
- ・「何かお手伝いしましょうか」などと、優しく話しかけましょう。相手が気付かない時は、軽く肩や手に触れ、もう一度声をかけてみましょう。
- ・立ち去る時はその旨を伝え、今いる位置を教えましょう。

▼具体的に説明しましょう。

- ・「これ」「あれ」などの指示語ではなく、名称で伝えましょう。場合によっては、相手の了解を得たうえ、手を添え、物に触れてもらい説明しましょう。
- ・物や人などの位置関係を分かりやすく伝えましょう。
- ・「階段をおります」「信号が赤です」など、言葉で周囲の状況を具体的に伝えましょう。
- ・方向を伝える際は、時計の文字盤をイメージし「3時の位置」「10時の方向」などと表現しましょう。

▼見えにくさに応じた情報の提供を心がけましょう。

- ・通知文書や会議資料などは、聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料の提供に心がけましょう。
- ・点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すよう心がけましょう。

▼本人の希望に沿った誘導を心がけましょう。

- ・急に腕や白杖をつかんだり、大声を出したりすることは避けましょう。ただし、危険が迫っていれば体をつかむのもやむを得ない場合もあります。

▼点字ブロック、白杖を理解しましょう。

- ・白杖には視覚障がいのある人が路面や障害物を認知する役割や、他の人に視覚に障がいがあると知らせる役割があります。白杖を頭上に掲げた場合は、視覚障がいのある人が助けを求めているサインです。どんなことに困っているか声をかけましょう。
- ・道路に設置している点字ブロックは、視覚障がいのある人の目印になるものです。点字ブロックには、点状ブロック（分岐点）と線状ブロック（線の方向に進行可能）があります。ブロックの上または周囲に障害物を置かないようにします。白杖を持って触察している人がいたら、道を譲る等の配慮をします。

参 考 視覚障がいのある人の誘導のしかた

◇基本姿勢

・ひじの上などをつかんでもらう

誘導する人は、視覚障がいのある人の横半歩前に立ち、視覚障がいのある人にひじの少し上をつかんでもらいます。（普段からつかみ慣れている場所があるか確認して、肩や手首などつかみやすい高さでも構いません。

・相手の横半歩前に立ち、二人分の幅をとる

つかんでもらう腕は左右どちらでも構いませんが、交通の激しい道路など危険なところではより安全な側に視覚障がいのある人が来るように立ちます。ただし、人ごみなど人や物にぶつかる恐れの高い場合は、自分の後ろを歩いてもらい、肩や背中に触れてもらいながら誘導します。

◇視覚障がいのある人の歩く速さで

歩く速さは視覚障がいのある人に合わせます。路面の状況や危険個所などがあれば、「段差を下ります。」などと伝えながら、ゆっくりと進みましょう。

◇方向転換をする場合

角を曲がる場合や、障害物をよける際に方向転換する場合は、方向を変える前に、「右に曲がります。」などと方向を伝えてから方向転換します。

◇誘導を終えるとき

別れるときは、視覚障がいのある人が立っている場所と目標の方向や一、どのくらいの距離か、ま

た入口が自動ドアか手動ドアかなどできるだけ具体的に伝えます。誘導を終える場所が棄権でないかも確認します。

◇段差や坂がある場合

段差は低いものでも歩調が狂うため転倒の原因となります。手前で止まって「段差があり、少し下がっています。」と注意を促してから進みましょう。また、坂になっている場合も手前で止まって「ここからやや急な上り坂になります。」と声をかけてから進むようにします。

◇階段がある場合

階段がある場合は、階段の手前で止まって「上り（下り）階段が始まります。」と声をかけて進みます。上る（下る）早さも適当か声をかけて確認しましょう。階段途中の踊り場や最終段について、いったん止まり階段が終わったことを伝えましょう。

エスカレーターを利用する場合は、階段同様で手前に止まり、ベルトに触れてもらいます。二人並べないときは、上りは一段後に、下りは一段先に乗って付き添いましょう。

◇いすに座る場合

いすに座ってもらう場合は、片手をいすの背に倒れてもらい、もう片方の手をテーブルに触れてもらいます。腰かけるのには手助けは必要ありません。

◇テーブルの上にある物の位置

テーブルの上にある物の位置を伝えるのには、時計の文字盤に例えて説明します。視覚障がいのある人が座っている手前を「6時」として、向こう側が「12時」、右側が「3時」、左側が「9時」となります。

本人の右手にコーヒーがあれば、「3時の方向にコーヒーがあります。」と説明します。また、直接手をとって物に触れてもらうことも大切です。

当事者の声

- 空席があったら教えてほしい・・・市役所や病院での手続き中の待ち時間、仮に空席があったとしても全盲の人には空席があるかどうかさえ分かりません。
- 手引きをしてくれる時は、私たちの手をとって、肩か腕を触らせてくれると、とても歩きやすいです。手を引っ張ったり、背中を押したりされると、怖さを感じる人もいます。
- 視覚障がいのある人が1人で見かけたら、とにかく声をかけてくれると助かります・・・困っていても、周囲に誰か助けてくれそうな人がいるのかどうかさえ、私たちには分かりません。目が見えていれば、話しやすそうな人かどうかの判断ができますが、私たちには判断ができないので、とにかく会話が一番重要です。
あいさつでも世間話でも何でもよいので話をしてくれると、その時に助けてほしいことがあったら、こちらからお願いすることができるようになります。
- ガイドヘルパーさんが女性の場合が多いので、男子トイレの中で便器の場所や手洗い場の場所を探すことがよくあります。
- 市役所からの通知文書等は点字で送ってほしい。

②聴覚障がい

耳の疾患などにより、先天的もしくは後天的に音を聞く・感じる経路に障がいがあり、話し言葉や周囲の音が全く聞こえない、もしくは音がしているのはわかっても言葉として認識できない、聞きづらい状態のことをいいます。

- ▼ろう者・・・先天的に重度の聴覚障がいがあり、手話などのコミュニケーション手段で日常生活を送る人
- ▼難聴者・・・病気・事故・加齢などが原因で後天的に聞こえが低下した人
- ▼中途失聴者・・・音声言語を獲得した後に聞こえなくなった人。聞こえづらさの程度や、耳の病気を発症した年齢などによって話ができる人と話が全くできない人がいます。
- ▼盲ろう者・・・耳も聞こえず、目も見えない人。

障がいの特性

▼外見からは分かりにくい障がいです。

聴覚障がい以外の障がいと大きく異なる点は、見た目ではその障がい分からないことです。そのため、周囲から気付かれにくく、情報が得られないままになるケースが多くあります。また、挨拶をしたのに返事をしないなどと誤解されることがあります。

▼視覚を中心に情報を得ています。

音声や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。音声による情報が飛び交うさまざまな場面で孤立してしまいがちです。

▼声に出して話せても聞こえているとは限りません。

聴覚障がいのある人の中には、声に出して話せる人もいるため、聞こえていると誤解されがちですが、相手の話は聞こえていない場合があります。

▼補聴器をつけても会話が通じるとは限りません。

補聴器をつけている人もいますが、音を大きくしても明瞭に聞こえているとは限りません。相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている人も多いです。

心がけたい配慮

▼コミュニケーションの方法を確認しましょう。

- ・人によりコミュニケーションの方法は異なるので、どの方法がいいか本人の意向を確認しましょう。
- ・「筆談対応いたします」などのプレートの設置や、主な手続きを絵文字等で示したコミュニケーション・ボードの設置、ホワイトボード等を活用するなど、コミュニケーション手段を工夫しましょう。
- ・窓口や手続き案内などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡すなどの対応をしましょう。

▼むやみに大声で話しかけないようにしましょう。

補聴器をしている人などに話しかけるときは、大きな声で話しかけたほうがよいと思いがちですが、音を感じる器官（内耳）を損傷している場合などは発音が明瞭に聞き取れないので、大きな声では余計に

声が割れて聞き取りにくくなります。普通の声の大きさで、ゆっくり、はっきり、ていねいに、言葉を区切りながら話しましょう。

▼音声でのコミュニケーションができる人には

相手が聞きやすい音量を確認し、ゆっくり明瞭に話しましょう。また、左右で聞こえ方に差がある人もいますので、聞こえやすい方はどちらか確認しましょう。

聴覚障がいのある人は、聞き返すのを遠慮してしまいがちです。によりコミュニケーションの方法は異なるので、どの方法がいいか本人の意向を確認します。こちらの伝えたい内容が分かったか確認することも必要です。

環境によって、聞こえ方は大きく変化します。雑音の多い場所や反響の大きい場所は聞き取りが難しいのでできる限り避けましょう。

▼問い合わせ先は FAX 等でもできるようにしましょう。

市役所への問い合わせ先等は、電話番号だけでなくファクシミリやメールでもできるようにしましょう。通知文書等にも FAX 番号及びメールアドレスを併記しましょう。

参 考 さまざまなコミュニケーション方法

◇手話

日本語とは全く違った文法の体系を持ったろう者の母語となる言語です。手指の動きや表情、眉やあごの動きなどで表現します。手話通訳がいる場合でも、ろう者の顔を見て話しかけましょう。手話通訳に配慮して、話と話の間に適度に間を置いて話をしましょう。



◇指文字

指の形で「あいうえお～」を一文字ずつ表すものです。通常は手話と組み合わせて使用したり、手話で表現できない単語を表すときに使用します。

◇筆談

紙や筆談ボードなどに伝えたい内容を書いて伝える方法です。筆談はなるべく簡潔に記載し、抽象的な言葉や二重否定などは避けましょう。分かりにくい様子があれば、別の表現や言い回しを使います。

また、スマートフォンやタブレット型端末があれば、それを使って文字を表示したり、メールを活用することもできます。

◇口話・読話

相手に口の動きがわかるよう、正面からはっきりゆっくり話し、口の動きを読み取りながら話す方法です。筆談等と組み合わせて使用します。

聴覚に障がいがあると分かったら、口話・読話ができるかどうかは別として、口の動きを見せる配慮をします。マスクをしていれば外して、ゆっくりと大きく口の動きを見せます。ます。複数人で対応する場合は、今誰が話しているかを知らせるために、話し始める前に合図やジェスチャーで知らせてから話すようにしましょう。

③音声言語障がい

音声言語障がいには、無咽頭や構音障がい、失語症などがあります。

障がいの特性

▼外見からはわかりにくい障がいです。

外見からは音声言語障がいがあることがわかりにくいとため、理解されにくく誤解されることもあります。

▼構音障がい

のど（咽喉）や舌、唇などの発語発音器官が麻痺することでスムーズに動かせなくなり、正しい発声や発語が出来なくなる運動機能の障がいです。

▼失語症

脳の言語を司る言語中枢の障がいにより、思ったことと違う言葉が出たり、聞いた言葉を理解できなくなる障がいです。

心がけたい配慮

▼聞き取りにくい場合は確認しましょう。

・言語障がいのある人への応対は、言葉の一つ一つを聞き分ける必要があります。聞き取れなかったときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認しましょう。

▼構音障がいの人に

- ・ゆっくり、しっかりと話を聞きましょう。
- ・会話補助装置等を使ってコミュニケーションをとることも考慮しましょう。

▼失語症の人に

- ・表情がわかるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短い言葉や文章で、分かりやすく話しかけましょう。
- ・一度でうまく伝わらない時は、繰り返し言ったり、別の言葉に言いかえたり、漢字や絵で書いたり、写真・実物・ジェスチャーで示したりすると理解しやすいです。
- ・「はい」「いいえ」で答えられるように問いかけると理解しやすいです。
- ・話し言葉以外の手段（カレンダー、地図、時計等、身近にあるもの）を用いると、コミュニケーションの手助けとなります。

④肢体不自由

肢体不自由のある人の中には、手足に切断や機能障がいのある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性まひの人などがいます。これらの人の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な人、立ったり歩行したりすることが困難な人、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う人などがいます。移動については、杖や松葉づえを使用される人、義足を使用される人、車いすを使用される人などがいます。また、病気や事故で脳が損傷を受けた人の中には、身体の麻痺や機能障がいに加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さを伴う人もいます。

障がいの特性

▼移動に制約のある人もいます。

足に障がいのある人は、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない人がいます。歩行が不安定で転倒しやすい人もいます。車いすを使用している人は、少しの段差でも進めなくなることもありますし、高い所には手が届きにくく、床の物は拾いにくいです。

▼文字を書く、物を運ぶのが困難な人もいます。

手が不自由な人などは、文字を記入できなかつたり、狭いスペースに記入することが困難な場合があります。また、物を掴んだり運ぶのが難しい人もいます。

▼体温調節が困難な人もいます。

脊髄を損傷された人は手足の感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調整が困難です。

▼話すことが困難な人もいます。

脳性マヒの人の中には、発語の障がいに加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えるのが難しい人もいます。

心がけたい配慮

▼移動・運搬に関する配慮をしましょう。

- ・杖や歩行器、車いすを使用している人が、一人で移動するのに困っている様子に気づいたら、こちらから声をかけましょう。
- ・移動が困難な人が手続き等で来庁され、複数の係にまたがる説明等が必要な場合、できる限り職員が移動して対応しましょう。
- ・車いすを使用している人が一人で窓口に来られたら、椅子をのけるなどして車いすの入るスペースを確保しましょう。また、車いすで移動する進路に障害物がある場合は、それらを取り除く配慮をしましょう。
- ・車いすを使用している人にとって、車いすは身体の一部です。勝手に車いすを押ししたりせず、必ず、誘導の介助を希望されるかどうか、本人の意向を確認してから誘導介助を行いましょう。
- ・坂道を下る車いすを介助するときは、後ろ向きで引くように介助しましょう。
- ・エレベータがない施設等で階段の上り下りを一人で支援するのは、支援する側に無理がかかるだけでなく危険です。支援される側も怖い思いをするかもしれません、一人での対応が難しい場合は、周囲に

協力を求めて、マンパワーで移動をサポートしましょう。

- ・高いところにある資料等は、取って渡しましょう。

▼車いすの人の視線に合わせましょう。

- ・車椅子を使用されている人は、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにしましょう。

▼書字への配慮を心がけましょう。

- ・自筆が困難な障がいのある人には、本人の意思確認等を適切に実施したうえで、代筆等の対応に努めましょう。
- ・片手が不自由な人に書類を書いてもらうときは、職員が書類を押さえたり滑りにくいマットを置くなどの配慮をしましょう。

▼環境への配慮を心がけましょう。

- ・車いすの利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮しましょう。
- ・障がい者用駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促しましょう。
- ・駐車スペースを施設近くにする（来庁者数に応じて施設に近い一般車両区画も障がい者用とする）などの配慮に努めましょう。

▼聞き取りにくい場合は確認しましょう。

- ・麻痺などにより言葉がうまくしゃべれず、聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、一語一語確認するようにしましょう。



⑤内部障がい

内部障がいとは、内臓の機能が疾病によって損失したり、機能に異常を来たしている状態です。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓の障がいなどがあります。外見からは分かりにくいですが、継続的な医療が必要であることも多く、さまざまな生活のしづらさを抱えています。

【心臓機能障がい】

不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障がいで、動悸、息切れ、疲れやすいなどの症状があり、ペースメーカー等を使用している人もいます。

※ペースメーカー・・・心臓の鼓動が途切れたり、一定以上の間隔を超えてしまったりすると、それを察知して電気刺激を心臓に送り、心臓が正常なリズムで鼓動することを助ける機械

【じん臓機能障がい】

じん臓機能が低下した状態で、定期的な人工透析に通院されている人もいます。透析とは、腎臓で血液のろ過が充分に行えず、水分や老廃物のコントロールができなくなってしまった場合に、人工的に血液の浄化を行う方法です。

【呼吸器機能障がい】

呼吸器系の疾患により呼吸機能が低下した障がいで、慢性的に血液中の酸素が不足すると、息切れのため運動不足や栄養不良となり、筋肉がやせてしまいます。酸素療法を行っている人は、外出時にも酸素ボンベを携行したり、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している人もいます。

【ぼうこう・直腸機能障がい】

ぼうこう疾患や腸管の通過障がいで、腹壁に新たな排泄口（ストーマ）を造設している人もいます。

ストーマとは消化管や尿管を人工的にお腹の外に引き出してつくった解放口です。便が排泄される消化管ストーマ（人工肛門）と尿が排泄される尿路ストーマ（人工膀胱）があります。

【小腸機能障がい】

小腸の機能が損なわれた障がいで、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている人もいます。

【ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい】

HIVによって免疫機能が低下した障がいで、抗ウイルス剤を服薬している人です。

【肝臓機能障がい】

ウイルス性肝炎（B型、C型）、自己免疫肝炎、代謝性肝炎疾患等のために肝臓機能が低下した障がいで、全身倦怠感、むくみ、嘔吐などの症状に加え、吐血、意識障がい、痙攣発作などをおこす人もいます。

障がいの特性

▼外見から分かりにくい障がいです。

内部障がいは外見からは分かりにくいいため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られない

など、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

▼生活面で制限があります。

- ・障がいのある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、体力がなく、疲れやすい状況にあり、重い荷物を持ちたり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。
- ・呼吸器機能に障がいのある人は、タバコの煙が苦しい人もいます。
- ・ぼうこう・直腸機能障がい人工肛門や、人工膀胱を使用している人（オストメイト）は、排泄物を処理できるオストメイト対応のトイレを利用されます。

心がけたい配慮

▼特別な医療について理解しましょう。

障がい別の医療機器や治療の内容を理解し、支援を求められたときに対応できるようにしましょう。

- ・心臓機能障がいペースメーカーを埋め込んでいる人は、携帯電話から発せられる電磁波等の影響を受けると誤作動するおそれがあります。混雑した状況下では、携帯電話の電源を切るなどの配慮が望ましいとされています。
- ・呼吸器機能障がいのある人は、タバコの煙などが苦しい人もいます。決められた場所以外での喫煙はしないよう配慮しましょう。
- ・血液透析患者は、週3回、約4時間という長時間にわたって治療をしなければなりません。透析は、血液低下や疲労感などの身体への大きな負担があります。長時間におよぶ会議等は時間の配慮をしましょう。
- ・ぼうこう・直腸機能障がいストーマを使用されている人（オストメイト）は、排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。このときに、パウチや腹部を洗浄する必要があります。パウチを洗浄するために特殊な設備を備えたオストメイト対応トイレが設置している建物があります。どこに設置してあるか案内できるように調べておきましょう。

▼負担をかけない対応を心がけましょう。

- ・症状や体調に応じて、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。例えば、いすのない窓口では、体調に考慮し、いすのあるところに案内し、担当職員が出向いて対応するなどの配慮をしましょう。



(2) 知的障がい

生まれつき、もしくは発達段階において脳に何らかの原因によって知的機能に障がいがあり、社会生活への適応のしにくさのある人です。重度の障がいのため常に同伴者と行動される人もいますが、障がいが軽度の場合には会社で働いている人も大勢います。

障がいの特性

▼複雑な話や抽象的な概念は理解しにくいです。

・障がいの程度にもよりますが、軽度の人には日常会話にはそれほど支障がありません。しかし、簡単な表現は理解できても、難しい話や込み入った話になると理解しづらくなります。難しい言葉や早口で話をされると緊張してしまい、聞き返すと怒られるのではないかという思いから、聞き返したり確認することができなくなってしまいます。

・抽象的な理解が苦手です。

▼理解力や表現力が乏しいです。

視力や聴力に問題がなくても、見たこと聞いたことを整理し、表現することが苦手です。漢字の読み書きや計算が苦手な人もいます。

▼記憶することが苦手です。

自閉症の人で記憶力が秀でている人もいますが、多くの人は、記憶することが苦手です。一度にたくさんのかことを言われると混乱してしまいます。

▼応用力が乏しいです。

・課題に直面したときに、それまでの経験を踏まえて臨機応変に判断し行動することが苦手です。異なる状況でも、今までの対処方法で解決しようとしてしまいがちです。

・初めての場所、初めての人、初めてやるべきことが苦手です。

▼見通しが立てにくいです。

・先のことを予測し、自ら計画を立てて行動することが苦手です。多くの人は家族等の努力により、外出する時間にあわせて準備するなどの日課を繰り返し、その人なりのやり方で日常生活を送っています。

▼ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す人もいます。

▼人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な人もいます。

心がけたい配慮

▼穏やかな口調で話しかけましょう。

・いきなり強い口調で声をかけたりせず、「どうしましたか？」「何かお手伝いしましょうか？」と、穏やかな口調で声をかけましょう。

▼短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明しましょう。

・一度にたくさんのかことを言われると混乱してしまうことがあるので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明しましょう。内容が理解されたことを確認しながら対応する必要があります。

・成人している人に、子どもを扱うように話すのは相手を傷つける恐れがあるので、年齢に応じた接し方をしましょう。

・質問があるときは、答えやすい聞き方をしましょう。例としては、「○と△では、どちらがいいですか？」など、選択肢を提示しましょう。

▼具体的にわかりやすく説明しましょう。

・知的障がいがあるから説明しても分からないだろうと、説明をしないことは「合理的配慮の不提供」にあたります。

・身振り、絵や図、写真を使ったり、現物を見せた説明が有効になることもあります。

・一度の説明で分からなくても、何回か繰り返し説明することで、理解できることもあるので、根気強く話をしましょう。

・書類を記入してもらうときは、記入の仕方を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝えましょう。

・案内板や説明資料は、漢字を少なくしてルビを振るなどの配慮で理解しやすくなる場合があります。

・学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意するよう努めましょう。

▼あいまいな表現を避けましょう。

・あいまいな表現は、誤解を招きやすいため避けましょう。

・誤解を招きそうな内容を伝えるときは、確認のために言葉を言い換えて再度伝えましょう。

・こちらの言った内容を、オウム返しで繰り返してしまう人もいますので、本当の意思を言葉を言い換えて確認しましょう。

▼ひとつひとつお願いしましょう。

・何かしてもらいたいことがあるときは、複数のことを一度に言うのではなく、できるだけひとつずつお願いしましょう。

・約束をするときは、紙に日時や場所を書いて渡すなどの配慮をしましょう。

▼それぞれの特性を理解しましょう。

・突発的に大きな声を出したり、奇声を発したり、こだわりからその場にはそぐわない行為をしてしまう人がいます。しかし、それらの行為は本人や家族が努力してもなかなか止めることのできない、障がいゆえに起こるものです。やむを得ず、声を出してしまったり、じっとしていられないことがあることも理解しましょう。



(3) 精神障がい

統合失調症、双極性障がい、うつ病、てんかん、アルコール使用障がいなどの精神疾患により、生活のしづらさを抱えている人です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、温かい目と周囲の理解が大切です。

【統合失調症】

統合失調症は、主として思春期や青年期に発症し、思考や対人関係などに支障をきたす原因不明の脳の疾患です。幻聴、幻覚、思考障がい、妄想などの症状があります。その症状により、通常では起こりえない体験をします。そのため、その言動が理解されず、周囲から偏見の目で見られることがあります。しかし、症状の多くは適切な治療を受ければ改善され、新しい薬の開発と心理的ケアの進歩により、それぞれの能力に応じて社会的に自立した生活を送れる人も多くいます。

【うつ病】

うつ病は単なる落ち込みではなく、脳のセロトニンやノルアドレナリンといった神経伝達物質の異常から起きる脳の病気です。環境の変化や過大なストレスなどによって脳が影響を受け、その人の強さや意思に関わらず意欲が低下し、眠れなくなったり食欲が低下するなどの症状が現れます。

「憂うつである」「気分が落ち込んでいる」などの症状が強い状態を抑うつ状態、このような状態がある程度以上、重症であるとき、うつ病とよんでいます。

【双極性障がい（躁うつ病）】

うつ状態に加え、うつ状態とは対極の躁状態も現われ、これらを繰り返す慢性の疾患です。躁状態とは、気分が高ぶり、疲れを覚えず、動かずにはいられない状態で、余計な買い物をして借金をしてしまうなど、本人には病気という自覚がないままトラブルを起こしてしまうことがあります。

【てんかん】

てんかんは、脳の神経細胞で突然一時的に異常な電気活動（電気発射）を起こし、突然意識を失って反応がなくなるなどの「てんかん発作」を起こす病気です。てんかん発作は、脳のどの範囲で電気発射が起こるかで症状が異なり、脳全体に広がった場合は意識がなくなり、倒れて全身を痙攣させるなど、本人には周囲の状況が分からない状態になります。

症状は基本的に一過性で、発作が起こっている時間は通常数秒から数分間にすぎないため、発作がおこっていないその他のほとんどの時間は大部分の人は抗てんかん剤を服用し、普通の社会生活をおくることが可能です。

【アルコール使用障がい（アルコール依存症）】

アルコール使用障がいは、「大切にしていた家族、仕事、趣味などよりも飲酒をはるかに優先させる状態」です。具体的には、飲酒のコントロールができない、離脱症状がみられる、健康問題等の原因が、飲酒とわかっていながら断酒ができない、などの症状がみられます。

障がいの特性

▼外見からはわかりにくい

外見からはわかりにくいと、理解されずに孤立してしまう人もいます。甘えているのではないかと、努力が足りないのではないかと周囲から誤解されがちです。しかし、精神障がいは、思考や意欲、感情などがうまく働かなくなるため、状態が良くないときは、本人が努力しようにもできないことがあります。

▼対人関係においてつまづきやすい

周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう人もいます。また、ものごとのつながりを認知する能力がうまく働かないために、人間関係において適切な対処ができず、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す人もいます。多くの人は人間関係に課題を抱えていることを自覚し、悩まれています。

▼生活のリズムが取りにくい

脳の機能がうまく働かなくなることで、睡眠・覚醒のリズムが乱れていきます。生活のリズムが乱れることで、社会生活に大きく影響していきます。

▼ストレスを感じやすく、疲れやすい

感受性が豊かで疲れやすく、ストレスを感じやすいという傾向があります。

▼その他

精神障がいに対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている人がたくさんいます。また、若いころからの発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない人もいます。



心がけたい配慮

▼疾患とそのつらさを理解しましょう。

それぞれの精神疾患の特徴を理解することが需要です。

本人がどんなことを苦しく感じるのか、日常生活で怠けやだらしなさに見えるものが、実は病気の症状であること、を理解することは、本人にとっても心強いことです。

▼接し方を少し工夫しましょう。

・精神疾患がある人は、対人関係に敏感になっており、そこからのストレスが再発の引き金のひとつとなる場合があります。批判的な言い方をしたり、心配しすぎたりせず、その人の良い所を見つけ、それを認めていることを言葉で表現することや、困ったことについて、すぐに原因を探さず具体的な解決策と一緒に考える、という接し方が理想的です。

・その人のペースに合わせるような配慮をし、休息が重要であることを理解して対応しましょう。

▼「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明しましょう。

一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして、整理してゆっくり具体的に伝え、内容が理解されたことを確認しながら対応しましょう。

▼穏やかな口調で安心感を与える対応をする

穏やかな口調で対応しましょう。相手に考えてもらう余裕や安心感を与える対応を心がけましょう。

（４）発達障がい

発達障がいは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあり、通常と異なる発達過程を辿り、社会生活に支障をきたす状態です。幼児のうちから症状が現れ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。

発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい（AD/HD）、学習障がい（LD）などがあります。

【自閉症】

自閉症は「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴を持つ障がいで、3歳までに何らかの症状が見られる場合が多いです。また、自閉症の人の多くは知的障がいを伴いますが、知能に遅れがない自閉症の人もあります。多くの要因が複雑に関与して起こる、生まれつきの脳の機能障がい原因として考えられています。

【アスペルガー症候群】

アスペルガー症候群は広い意味での自閉症（自閉症スペクトラム）に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。自閉症のように幼児期に言葉の発達の遅れがないため、比較的分かりにくいですが、成長とともに対人関係の不器用さが目立ってくるのが特徴です。

【注意欠如・多動性障がい（AD/HD）】

AD/HDは、「集中できない（不注意）と「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動性）」などを特徴とする発達障がいの一つです。AD/HDは、多くの場合12歳以前に現れます。多動や不注意といった様子が目立つのは小中学生ごろですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるとも言われています。

意識的に症状を予防しようとしても、どうしてもじっとしてられなかったり、必要な持ち物を忘れて失くしたりしてしまいます。このような失敗行動は周囲に叱責されるため、否定的な自己イメージを持ちやすく、学校や家庭においてつらい思いをしていることが多いです。

【学習障がい（LD）】

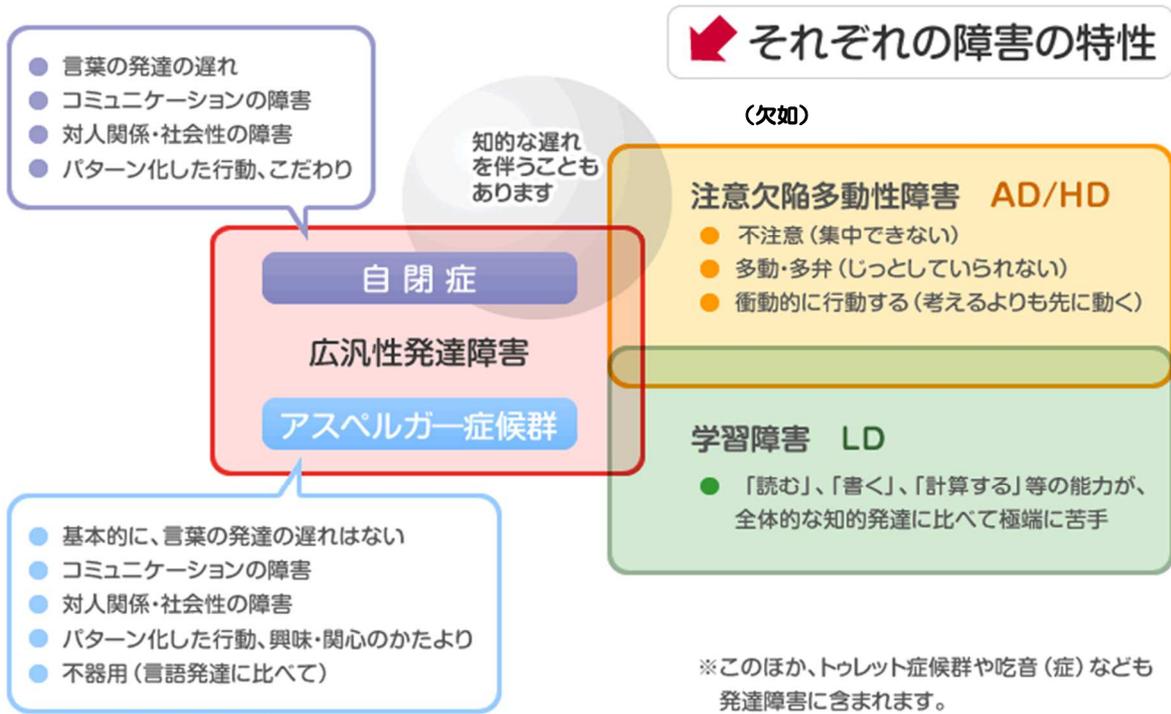
LDは、全体的な知能発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、各、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいいます。的確な診断・検査が必要で、ひとりひとりの能力に応じた対応策が求められます。

【トゥレット症候群（TS）】

TSは、多種類の運動チック（突然に起こる素早い運動の繰り返し）と一つ以上の音声チック（運動チックと同様の特徴を持つ発生）が1年以上にわたり続く重症なチック障がいで、このような運動や発生を、本人はそうするつもりがないのに行ってしまうのが特徴です。通常は、幼児・児童・思春期に発症し、多くの場合は徐々に軽快に向かうと言われていますが、青年・成年期も持続する場合があります。

【吃音】

吃音とは、音の繰り返し、引き伸ばし、言葉を出せずに間があいてしまうなど、一般に「どもる」と言われる話し方の障がいです。



政府広報オンラインより

障がいの特性

- ▼外見から分かりにくい障がいです。
- ▼相手の言ったことを繰り返す時は、相手が言っていることが理解できていない場合が多いです。
- ▼遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい人もいます。
- ▼相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な人もいます。
- ▼順序立てて論理的に話すことが苦手な人もいます。

心がけたい配慮

▼その人にあった支援を考えましょう

- ・一人の人にいくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、障がいごとの特徴が、それぞれ少しずつ重なり合っている場合があります。(スペクトラム＝連続体) その人がスペクトラムのどの位置にあてはまるのかを診断するのは、専門的な知識が必要です。また、年齢や環境により目立つ症状が異なるので、診断された時期により診断名が異なることもあります。しかし、どのタイプであっても、大切なことは「できないこと」や「周囲と違うところ」ばかりに目を向けず、「できること」や「その人らしい魅力」に目を向けることです。
- ・吃音など話し言葉に苦手さがある場合は、急がずに丁寧に話しを聞きましょう。
- ・感覚過敏がある場合は、たとえば机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減するなど、音や肌触り、室温など感覚面の調整に努めましょう。

▼短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明しましょう。

一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして、整理してゆっくり具体的に伝え、内容が理解されたことを確認しながら対応しましょう。

(5) 高次脳機能障がい

人間の脳は、その部位（側頭葉、前頭葉、後頭葉等）によって、音や形、言語を記憶したり、問題を解いたり、計画を立てて行動したり、視覚情報进行处理したりとそれぞれの機能を果たしています。こうした脳の複雑な処理を高次脳と呼び、損傷した特定の部位にあわせて、この機能がうまく働かなくなることを、高次脳機能障がいと言います。

病気や事故で脳が損傷を受け、その特定の部位によって、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの症状がでて、社会生活及び日常生活に支障を来します。

障がいの特性

▼損傷部位によって生活のしづらさも異なる。

脳のどの部位がどの程度損傷されているかによって、社会生活及び日常生活における困りごととも変わってきます。高次脳機能障がいの特性は個別性が高く、高次脳機能障がいのある人が、以下の特性の全てにあてはまるものではありません。

【記憶障がい】

- ・新しいできごとを覚えられない。
- ・物の置き場所を忘れる。
- ・同じことを繰り返し質問してしまう。

※記憶障がいの程度は、その人によって異なります。

【注意障がい】

- ・ぼんやりしていてミスが多い。
- ・二つのことを同時に行うのが苦手
- ・作業を長く続けられず、長い時間注意を持続できない。
- ・脳損傷の反対側の視界にあるものや刺激を見落としてしまう。

※特に右半球損傷（特に頭頂葉損傷）で左側の無視がしばしば認められます。

【遂行機能障がい】

- ・自分で計画を立てて物事を実行したり、効率よく順序たてられない。
- ・指示がないと自ら動けない。
- ・約束の時間に間に合わない。

【社会的行動障がい】

- ・自発的な活動が乏しくなる。
- ・ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすく、情動のコントロールが困難になる。
- ・他者との関係に適切な距離が保てなかったり、相手の言うことを繰り返したり、抽象的な指示を理解することが苦手になる。
- ・こだわりが強く表れたり、欲しいものを我慢できない。
- ・問題に対して病前・受傷前に獲得した方法にこだわって処理をしようとする。

心がけたい配慮

▼症状に応じて必要な対応を心がけましょう。

【記憶障がい】

- ・伝えたいことをメモにとってもらい、双方で確認するようにしましょう。

【注意障がい】

- ・短時間で時間を区切って、こまめに休憩をとるなどの配慮をしましょう。
- ・左側に危険なものを置かないようにしましょう。

【遂行機能障がい】

- ・手順書などを作成して、目的と目的を達成するまでの方法を目に見えるように（視覚化）します。

【社会的行動障がい】

- ・情動をコントロールできない状態にあるときは、話題や場所を変えるなどして冷静になってもらうよう配慮しましょう。



(6) 難病

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものです。難病は、昭和47年の難病対策要綱において、次のように定義されています。

- (1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病
- (2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

難病の人の中には、障がい者手帳を取得できる人とできない人があります。就労や日常生活の介護において、制度を利用したくても、障がい者手帳には該当しないために、福祉制度を利用できない疾病がありましたが、平成27年7月現在次ページの332疾病が、障がい者手帳がなくても、障害福祉サービスを利用することができるようになっていきます。

障がいの特性

▼外見からはわかりにくい

外見からわからないことも多いため、電車やバスの優先座席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

▼体調の変動が激しい

午前中は体調が悪くても、夕方になると良くなるなど、一日の中での体調の変動があります。特に、ストレスや疲労により、症状が悪化することがあります。

心がけたい配慮

▼負担をかけない対応を心がけましょう。

- ・疾患により困りごとはさまざまなので、症状や体調に応じて、対応してほしい内容を本人に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。
- ・疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設けるよう努めましょう。
- ・慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するために工夫しましょう。

平成27年7月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（332疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	56	加齢黄斑変性 ※※	111	高チロシン血症2型
2	アイザックス症候群	57	肝型糖尿病	112	高チロシン血症3型
3	I g A腎症	58	間質性膀胱炎（ハンナ型）	113	後天性赤芽球病
4	I g G 4 関連疾患	59	環状20番染色体症候群	114	広範脊柱管狭窄症
5	亜急性硬化性全脳炎	60	関節リウマチ	115	抗リン脂質抗体症候群
6	アジソン病	61	完全大血管転位症	116	コケイン症候群
7	アッシャー症候群	62	眼皮膚白皮症	117	コステロ症候群
8	アトピー性脊髄炎	63	偽性副甲状腺機能低下症	118	骨形成不全症
9	アペール症候群	64	ギャロウェイ・モフト症候群	119	骨髄異形成症候群
10	アミロイドーシス ※	65	急性壊死性脳症	120	骨髄線維症
11	アラジール症候群	66	急性網膜壊死	121	ゴナドトロピン分泌亢進症 ※
12	有馬症候群	67	球脊髄性筋萎縮症	122	Sp欠失症候群
13	アルポート症候群	68	急速進行性糸球体腎炎	123	コフィン・シリス症候群
14	アレキサンダー病	69	強直性脊椎炎	124	コフィン・ローリー症候群
15	アンジェルマン症候群	70	強皮症	125	混合性結合組織病
16	アントレー・ピクスラー症候群	71	巨細胞性動脈炎 ※	126	鰓耳腎症候群
17	イソ吉草酸血症	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	127	再生不良性貧血
18	一次性ネフローゼ症候群 ※※	73	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	128	サイトメガロウイルス角膜炎
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	129	再発性多発軟骨炎
20	1 p 36欠失症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	130	左心低形成症候群
21	遺伝性ジストニア	76	筋萎縮性側索硬化症	131	サルコイドーシス
22	遺伝性周期性四肢麻痺	77	筋型糖尿病	132	三尖弁閉鎖症
23	遺伝性膀胱炎	78	筋ジストロフィー	133	CFC症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	79	クッシング病	134	シェーグレン症候群
25	VATER症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群	135	色素性乾皮症
26	ウィーバー症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	136	自己食空腔性ミオパチー
27	ウィリアムズ症候群	82	クルーゾン症候群	137	自己免疫性肝炎
28	ウィルソン病	83	グルコーストランスポーター 1欠損症	138	自己免疫性出血病XIII
29	ウエスト症候群	84	グルタル酸血症1型	139	自己免疫性溶血性貧血
30	ウェルナー症候群	85	グルタル酸血症2型	140	シトステロール血症
31	ウォルフラム症候群	86	クロウ・深瀬症候群	141	紫斑病性腎炎
32	ウルリッヒ病	87	クローン病	142	脂肪萎縮症
33	HTLV-1 関連脊髄症	88	クローンカイト・カナダ症候群	143	若年性肺気腫
34	A T R - X 症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症	144	シャルコー・マリー・トゥース病
35	A D H 分泌異常症 ※	90	結節性硬化症	145	重症筋無力症
36	エーラス・ダンロス症候群	91	結節性多発動脈炎 ※	146	修正大血管転位症
37	エプスタイン症候群	92	血栓性血小板減少性紫斑病	147	シュワルツ・ヤンペル症候群
38	エプスタイン病	93	限局性皮質異形成	148	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
39	エマヌエル症候群	94	原発性局所多汗症	149	神経細胞移動異常症
40	遠位型ミオパチー	95	原発性硬化性胆管炎	150	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
41	円錐角膜	96	原発性高脂血症	151	神経線維腫症
42	黄色靂帯骨化症	97	原発性側索硬化症	152	神経フェリチン症
43	黄斑ジストロフィー	98	原発性胆汁性肝硬変	153	神経有棘赤血球症 ※
44	大田原症候群	99	原発性免疫不全症候群	154	進行性核上性麻痺
45	オクシタル・ホーン症候群	100	顕微鏡的大腸炎	155	進行性骨化性線維異形成症 ※※
46	オスラー病	101	顕微鏡的多発血管炎 ※	156	進行性多巣性白質脳症
47	カーニー複合	102	高 I g D 症候群	157	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	103	好酸球性消化管疾患	158	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
49	潰瘍性大腸炎	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 ※	159	スタージ・ウェーバー症候群
50	下垂体前葉機能低下症	105	好酸球性副鼻腔炎	160	スティーヴンス・ジョンソン症候群
51	家族性地中海熱	106	抗糸球体基底膜腎炎	161	スミス・マジニス症候群
52	家族性良性慢性天疱瘡	107	後縦靂帯骨化症	162	スモン
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	108	甲状腺ホルモン不応症 ※	163	脆弱X症候群
54	歌舞伎症候群	109	拘束型心筋症	164	脆弱X症候群関連疾患
55	ガラクトース-1-リン酸フリクトリトランスフェラーゼ欠損症	110	高チロシン血症1型	165	正常圧水頭症

■ 新たに対象となる疾病

※ 対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの

※※ 対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの

番号	疾病名
166	成人スチル病
167	成長ホルモン分泌亢進症 ※
168	脊髄空洞症
169	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) ※
170	脊髄髄膜瘤
171	脊髄性筋萎縮症
172	全身型若年性特発性関節炎
173	全身性エリテマトーデス
174	先天性横隔膜ヘルニア
175	先天性核上性球麻痺
176	先天性魚鱗癬 ※※
177	先天性筋無力症候群
178	先天性腎性尿崩症
179	先天性赤血球形成異常性貧血
180	先天性大脳白質形成不全症
181	先天性風疹症候群
182	先天性副腎低形成症
183	先天性副腎皮質酵素欠損症
184	先天性ミオパチー
185	先天性無痛無汗症
186	先天性葉酸吸収不全
187	前頭側頭葉変性症
188	早期ミオクロニー脳症
189	総動脈幹遺残症
190	総排泄腔遺残
191	総排泄腔外反症
192	ソトス症候群
193	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
194	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
195	大脳皮質基底核変性症
196	ダウン症候群
197	高安静脈炎 ※
198	多系統萎縮症
199	タナトフォリック骨異形成症
200	多発血管炎性肉芽腫症 ※
201	多発性硬化症/視神経脊髄炎 ※
202	多発性嚢胞腎
203	多脾症候群
204	タンジール病
205	単心室症
206	弾性線維性仮性黄色腫
207	短腸症候群
208	胆道閉鎖症
209	遅発性内リンパ水腫
210	チャージ症候群
211	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
212	中毒性表皮壊死症
213	腸管神経節細胞僅少症
214	TSH分泌亢進症 ※
215	TNF受容体関連周期性症候群
216	低ホスファターゼ症
217	天疱瘡
218	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
219	特発性拡張型心筋症
220	特発性間質性肺炎

番号	疾病名
221	特発性基底核石灰化症
222	特発性血小板減少性紫斑病
223	特発性後天性全身性無汗症
224	特発性大腿骨頭壊死症 ※
225	特発性門脈圧亢進症
226	特発性両側性感音難聴
227	突発性難聴
228	ドラベ症候群
229	中條・西村症候群
230	那須・ハコラ病
231	軟骨無形成症
232	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
233	22q11.2欠失症候群
234	乳幼児肝巨大血管腫
235	尿素サイクル異常症
236	ヌーナン症候群
237	脳髄黄色腫症
238	脳表ヘモジデリン沈着症
239	膿疱性乾癬
240	嚢胞性線維症
241	パーキンソン病
242	パージャー病
243	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
244	肺動脈性肺高血圧症
245	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
246	肺胞低換気症候群
247	バッド・キアリ症候群
248	ハンチントン病
249	汎発性特発性骨増殖症
250	P C D H19関連症候群
251	肥厚性皮膚骨膜炎
252	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
253	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
254	肥大型心筋症
255	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ※※
256	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
257	ピッカースタッフ脳幹脳炎
258	非典型型溶血性尿毒症候群
259	非特異性多発性小腸潰瘍症
260	皮膚筋炎/多発性筋炎 ※
261	びまん性汎細気管支炎
262	肥満低換気症候群
263	表皮水疱症
264	ヒルシウスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
265	ファイファー症候群
266	ファロー四徴症
267	ファンコニ貧血
268	封入体筋炎
269	フェニルケトン尿症
270	複合カルボキシラーゼ欠損症
271	副甲状腺機能低下症
272	副腎白質ジストロフィー ※※
273	副腎皮質刺激ホルモン不応症
274	ブラウ症候群
275	ブラダー・ウィリ症候群

番号	疾病名
276	プリオン病
277	プロピオン酸血症
278	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症) ※
279	閉塞性細気管支炎
280	パーチェット病
281	ベスレムミオパチー
282	ヘパリン起因性血小板減少症
283	ヘモクロマトーシス
284	ペリー症候群
285	ペルーシド角膜辺縁変性症
286	ペロオキシノーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。) ※※
287	片側巨脳症
288	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
289	発作性夜間ヘモグロビン尿症
290	ポルフィリン症
291	マリネスコ・シェーグレン症候群
292	マルファン症候群
293	慢性炎症性腸腸多発神経炎/多発性運動ニューロパチー ※
294	慢性血栓性肺高血圧症
295	慢性再発性多発性骨髄炎
296	慢性膀胱炎
297	慢性特発性偽性腸閉塞症
298	ミオクロニー欠神てんかん
299	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
300	ミトコンドリア病
301	無脾症候群
302	無βリポタンパク血症
303	メーブルシロップ尿症
304	メチルマロン酸血症
305	メビウス症候群
306	メンケス病
307	網膜色素変性症
308	モヤモヤ病
309	モフット・ウイルソン症候群
310	薬剤性過敏症候群
311	ヤング・シンプソン症候群
312	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
313	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
314	4p欠失症候群
315	ライソゾーム病 ※
316	ラスムッセン脳炎
317	ランゲルハンス細胞組織球症
318	ランドウ・クレフナー症候群
319	リジン尿性蛋白不耐症
320	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
321	両大血管右室起始症
322	リンパ管腫症/ゴーハム病
323	リンパ脈管腫症 ※
324	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
325	ルビシユタイン・テイビ症候群
326	レーベル遺伝性視神経症
327	レシナンコレステロールアシトランスフェラーゼ欠損症
328	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
329	レット症候群
330	レノックス・ガスター症候群
331	ロスムンド・トムソン症候群
332	肋骨異常を伴う先天性側弯症

 新たに対象となる疾病
 ※ 対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの
 ※※ 対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの

第5章 差別を解消する体制等

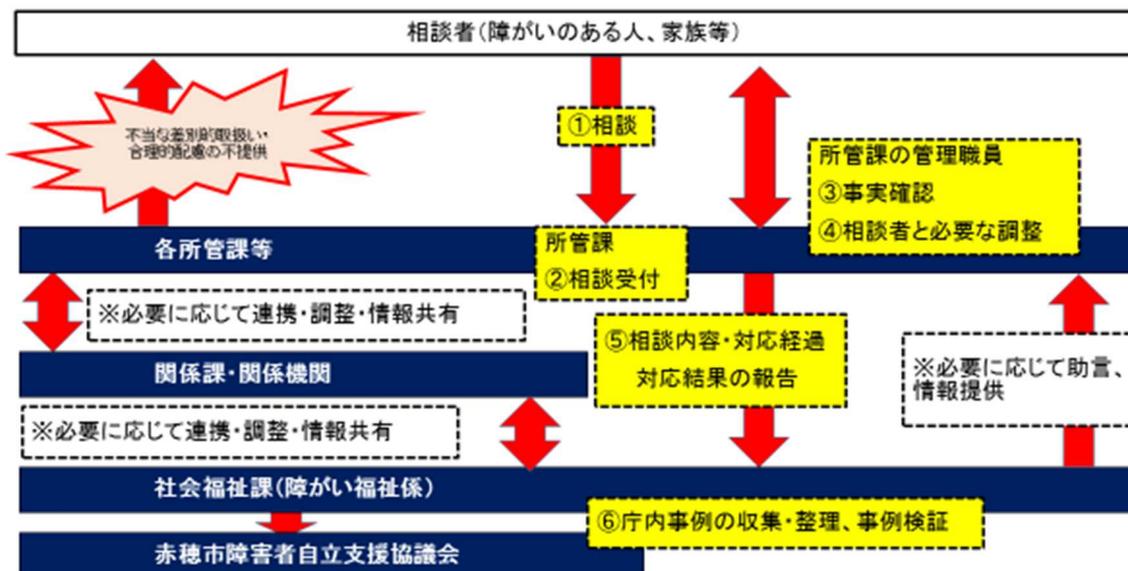
障がい者差別の解消を効果的に推進するには、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの相談に的確に応じることが必要です。そのために、相談及び紛争の防止等のための体制を整備し、相談事案を集約することにより、障がい者差別にかかる事例の集積、共有化を図り、本市における障がい者差別の解消の取り組みに活かしていきます。

1. 相談体制

職員が職務を遂行する中で行った障がいを理由とする差別（不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供）に関して、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの相談等については、事案が発生した所管部署等において、所属長の責任のもと問題の解決に向けて、相談者との調整を行うものとします。所管部署等は、相談対応が終了次第、対応状況について社会福祉課に報告するものとします。

相談窓口寄せられた情報は、社会福祉課において集約し、相談者のプライバシーに十分に配慮しつつ、必要に応じて関係機関等で情報共有を図り、再発防止等の検討資料として活用します。

相談等の体制フロー図



2. 障害者自立支援協議会の活用

法において、地域の関係機関が、相談事例等にかかる情報の共有・協議を通じて、地域の実情に応じた障がい者差別の解消のための取り組みを効率的かつ円滑に行うネットワークとして「障害者差別解消地域協議会」を組織することができるとしています。

本市では、既存の「赤穂市障害者自立支援協議会（部会も含む。）」にその機能を付加し、地域における様々な関係機関が、相談事例等にかかる情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取り組みなど、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして活用することとします。

第6章 資料編

1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条—第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—第二十条)

第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政

令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要

領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認めるとき
(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又

は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二條 第十二條に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三條 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五條 第十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 第十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六條までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二條 政府は、この法律の施行前においても、第六條の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六條の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三條 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九條の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九條の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四條 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十條の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十條の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五條 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一條の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2. 兵庫県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 等

(1) 兵庫県障害者差別解消推進要綱

(目的)

第1 兵庫県（以下「県」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第3条に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害者が地域の一員として自立と社会参加ができる環境を築くため、この要綱を定める。

(基本的な考え方)

第2 県は、次に掲げる事項を基本的な考え方とし、障害者施策を実施するものとする。

- (1) 全ての県民は、障害の有無によって分け隔てなく、等しく基本的人権を享有する個人として尊厳が尊重されること。
- (2) 全ての県民は、障害者との交流及び人権を尊重するための教育等を通じ、障害についての知識及び理解を深め、ユニバーサル社会の推進を図る必要があること。
- (3) 全ての障害者は、必要に応じて適切な支援を受けつつ、自分の行動を自らの意思に基づき決定する機会が尊重されること。
- (4) 全ての障害者は、障害に加えて、性別、年齢その他の複合的要因により、特に困難な状況に置かれる場合等において、その要因に応じた適切な配慮が必要であること。
- (5) 全ての障害者は、社会、経済、文化、スポーツその他あらゆる分野の活動に参加する機会を排除されないこと。
- (6) 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が尊重され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (7) 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(県の役割)

第3 県は、第2に規定する基本的な考え方にとり、障害者施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、障害者施策の策定及び実施にあたり、障害者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、その意思を十分に尊重するものとする。

(県民及び事業者等との協働)

第4 県は、県民及び事業者等に対し、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害者施策に協力するよう求めるものとする。

2 県は、事業者等による合理的配慮の提供等について適切な支援を行うため、兵庫県合理的配慮アドバイザーを設置する。

(兵庫県障害者差別解消相談センターの設置)

第5 県は、法第14条に基づき、障害を理由とする差別に関する相談に応じ、助言・調査等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、差別の解消に向けた支援を行うため、兵庫県障害者差別解消相談センターを設置する。

(兵庫県障害者差別解消支援地域協議会の運営)

第6 県は、法第17条第1項に規定する協議会として、兵庫県障害者差別解消支援地域協議会を設置する。

(兵庫県障害者委員会の運営)

第7 県は、障害を理由とする差別の事例を収集し、障害者施策の検討に活用するとともに、収集した事例の分析等を行うため、障害者その他関係者から構成する兵庫県障害者委員会を設置する。

(兵庫県職員対応要領の策定)

第8 県は、障害者への配慮を率先的に行うため、法第10条第1項に規定する地方公共団体等職員対応要領として、兵庫県職員対応要領を策定する。

(意思疎通のための手段の尊重)

第9 県は、障害者との意思疎通において、多様な手段（手話、点字、情報通信機器、身振りや触覚等による意思表示を含む。）があることを尊重し、市町と協力して、手話通訳者、点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記者その他障害者の意思疎通を支援する者及びその指導者の確保等のための施策を講ずるよう努めるとともに、これら意思疎通のための手段について、その理解を深めるための研修や啓発活動等を行うものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。ただし、第4第2項から第7までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 兵庫県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

健康福祉部長通知

施行：平成28年2月19日

(目的)

第1 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、兵庫県（県立学校及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第三章の規定の適用を受ける公営企業並びに警察を除く。）の職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害者に対し、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、障害を理由として、障害のない者と異なる不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施に必要なかつ合理的な配慮を怠ることをいう。
- (4) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施を現に必要とする意思を表明している障害者又はその家族等（障害者がある意思を表明することが著しく困難である場合に限る。）に対し、社会通念上相当と認められる人的負担、物的負担又は経済的負担その他負担の範囲内で、障害のない者との平等な待遇を確保するために行う必要かつ適当な変更又は調整をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないものとする。これに当たり、職員は、別紙1に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙1中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

(合理的配慮の提供)

第4 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮の提供を行うものとする。これに当たり、職

員は、別紙1に定める事項に留意するものとする。

(管理職員の責務)

第5 職員のうち、行政職7級以上の職又はこれに相当する職にある者（以下「管理職員」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、管理する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理職員は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

(相談体制の整備)

第6 健康福祉部障害福祉局障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）に、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を置く。

- 2 相談を受ける場合は、性別や年齢等に配慮するとともに、対面、電話、ファクス、電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要とする多様な手段を可能な範囲で用意し、対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(職員の意識の向上)

第7 障害福祉課は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行う。

- 2 障害福祉課は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するため、事例集等により、意識の啓発を図る。
- 3 障害福祉課は、定期的に職員に対する意識調査等を行い、行動目標（別紙2）を設定し、評価・検証等を行う。

(別紙 1)

兵庫県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領に係る留意事項

1 障害者の対象範囲等

障害とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）その他の心身の機能の障害」であり、障害者とは、「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいい、対応要領が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれます。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があります。

2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由無く、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯等を制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。したがって、障害者を障害のない人と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害のない人との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害のない人より不利に扱うことである点に留意する必要があります。

3 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。兵庫県においては、正当な理由に相当するか否かについて、法の趣旨に留意し、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び兵庫県の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましいです。

4 合理的配慮の基本的な考え方

(1) 法は行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実

施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めています。合理的配慮は、いわゆる「社会モデル」（障害者の受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方）を踏まえ、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

合理的配慮は、兵庫県の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害のない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないものであることに留意する必要があります。

- (2) 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素等を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものです。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとします。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要です。

- (3) 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話を含みます。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含みます。）により伝えられます。

また、障害者からの意思表示のみでなく、本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含みます。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける等、自主的な取組に努めることが望ましいです。

- (4) 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置です。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなります。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要です。

- (5) 兵庫県がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供

される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましいです。

5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、法の趣旨に留意し、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましいです。

- (1) 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度

6 具体的な事例

障害福祉課は、職務の執行等に当たって職員等が活用できるよう、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体的な事例を収集し、公表します。

(別紙2)

兵庫県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応要領に係る行動目標

1 目標の期間

目標の期間は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間とします。

2 目標の設定方法

職員を対象とする意識調査を行い、回答を 1～5 点に換算して現状値を算出し、目標の期間満了時点における目標値を設定します。

3 目標

	指標の内容	現状値	目標値
指標 1	職場や街中で障害者とうまく接することができるか。	3. 4 3	4. 0 0
指標 2	障害者への対応について職場の周囲の意識は高いと思うか。	3. 6 2	4. 0 0
指標 3	障害者を意識して資料やホームページを作成する必要があると思うか。	4. 2 4	4. 5 0
指標 4	来庁した障害者を積極的にサポートしているか。	3. 5 0	4. 0 0
指標 5	障害者に社会的障壁が存在することはやむを得ないと思うか。	3. 2 2	4. 0 0
指標 6	障害者に積極的な優遇措置を採ることは良いことだと思うか。	3. 7 0	4. 0 0
指標 7	障害者差別解消法は業務の負担になると思うか。	3. 0 2	4. 0 0

3. 障害者差別解消にかかる相談窓口

(1) 兵庫県障害者差別解消相談センター

障害者差別解消法により、行政機関及び事業者等は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、求めに応じ、適切な配慮を提供することが課せられます。兵庫県障害者差別解消相談センターでは、障がいのある人やそのご家族等から、障害者差別解消法が禁じる障がい者差別について、相談対応業務の経験が豊富な相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が、相談を受け付けます。

▽相談

障がい者差別に関するお悩みについて、経験豊富な社会福祉士や精神保健福祉士等が対応

▽状況確認

助言だけでは対応が難しい重大な案件については、必要に応じて、兵庫県が状況確認調査を実施

▽機関連携

当事者間の調整や司法解決等が必要な場合は、法務局や法テラス等の関係機関を案内

▽事例収集

障害者差別に関する事例を幅広く収集し、好事例や先進的な取組みを紹介

兵庫県障害者差別解消相談センター

【開設時間】平日 10 時～16 時 ※12 時～13 時及び年末年始を除く

【電話】078-362-3356 【F A X】078-362-3560

【メール】counseling@pref.hyogo.lg.jp

(2) 障害者のための弁護士・福祉専門職無料法律相談

差別や虐待、悪徳商法、財産管理等、法律に関わる問題について、困っていることがあれば、弁護士と福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）が三者同時通話システム使って無料で対応する。

▽相談対象者

- ①障がいのある人
- ②家族や支援機関の職員
- ③行政機関の職員
- ④障がい者雇用の企業担当者等

▽相談内容例

- 法律的観点からの助言がふさわしいもの
- ①差別や虐待等人権に関する相談
 - ②財産管理や成年後見に関する相談
 - ③消費者被害に関する相談

▽三者同時通話での相談対応

1本の電話で三者が同時に通話できるので、安心して相談できる。

障害者のための弁護士・福祉専門職無料法律相談

【開設時間】毎週火・木曜日 13 時～16 時 ※祝日、年末年始を除く

【電話】078-362-0074 【F A X】078-362-0084

【問合せ先】兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

(3) 障がい者相談

赤穂市身体障がい者相談員、赤穂市知的障がい者相談員、兵庫県精神障害者相談員による相談日を開設しています。

▽身体障がい者相談

【開設日】奇数月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）第4木曜日

【時間】10時～12時

【場所】市役所内会議室

【担当相談員】視覚障がい、聴覚障がい、内部障がい、肢体不自由の当事者

▽知的障がい者相談

【開設日】奇数月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）第4火曜日

【時間】10時～12時

【場所】市役所内会議室

【担当相談員】知的障がいのある人の家族

▽精神障がい者相談

【開設日】奇数月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）第4水曜日

【時間】10時～12時

【場所】さんぽみち（赤穂市浜市 329 番地 2）

【担当相談員】精神障がいのある当事者

(4) 障がい福祉係における相談

市役所社会福祉課障がい福祉係において随時相談を受け付けています。

◎直接の相談、障がい者相談について

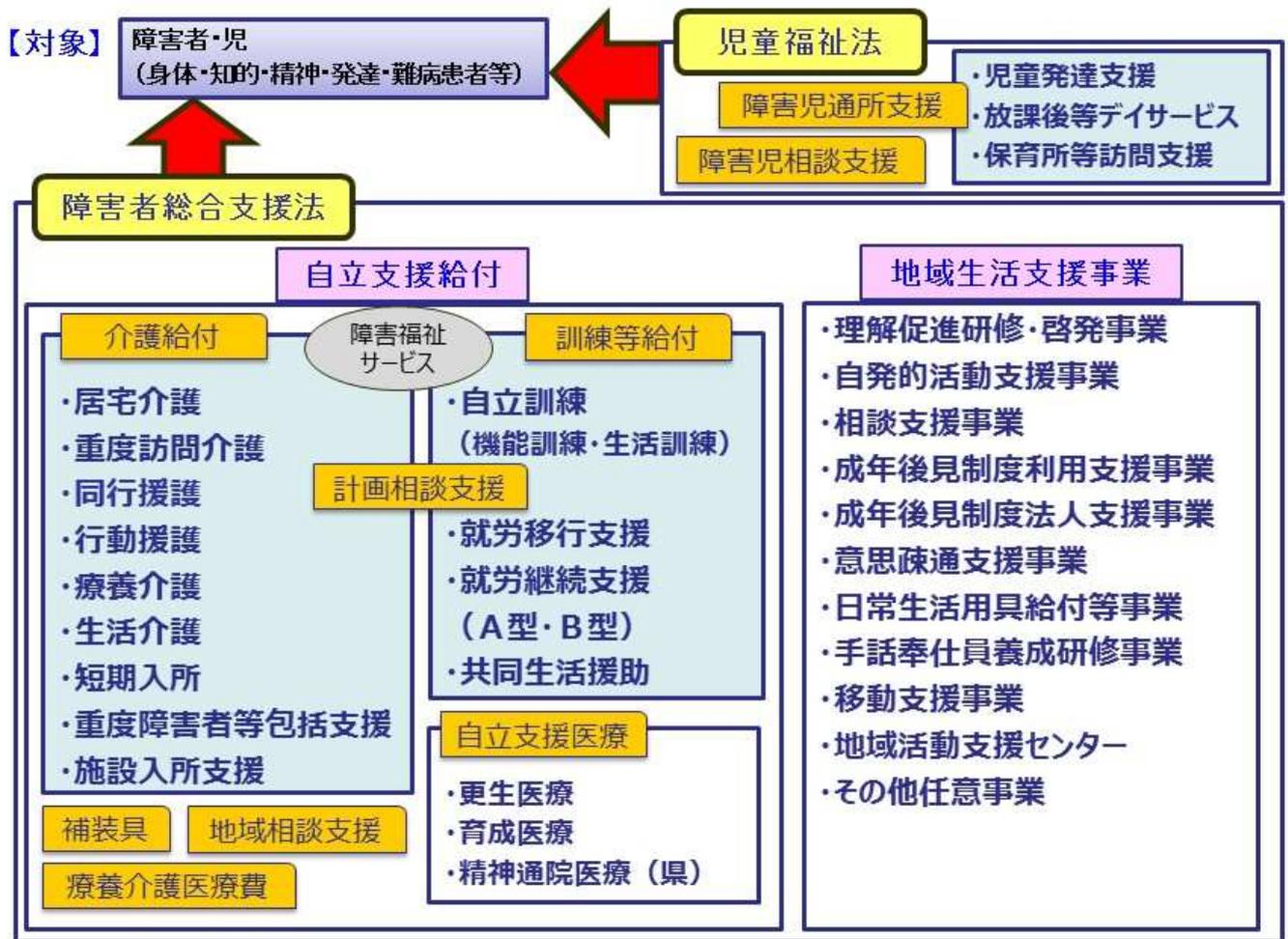
【担当】赤穂市役所健康福祉部社会福祉課障がい福祉係

【開庁時間】平日 8 時 30 分～17 時 15 分 ※12 月 28 日～1 月 4 日を除く

【電話】0791-43-6833 【F A X】0791-45-3396

【メール】shougai@city.ako.lg.jp

4 障害福祉サービス等の体系等



(利用者負担上限月額とサービス内容)

		生活保護世帯	市民税非課税世帯	一般（市民税課税世帯）市民税所得割				世帯の範囲	
				16万円未満	28万円未満	46万円未満	46万円以上	者	児
福祉サービス (居宅・通所)	障害者	0円	0円	9,300円	37,200円			本人・配偶者	住民基本台帳上の世帯
	障害児	0円	0円	4,600円	37,200円				
福祉サービス (入所施設等)	障害者	0円	0円	37,200円					
	障害児	0円	0円	9,300円	37,200円				
補装具		0円	0円	37,200円			全額自己負担		

サービス名		者	児	サービス内容	必要区分	市内事業所	
障害者総合支援法	訪問系	介護給付	●●	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。	1	3	社協、伯鳳会在宅、アトム
			●●	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時にいける移動支援等を総合的に行う	4	3	社協、伯鳳会在宅、アトム
			●●	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。	2	1	社協
			●●	自己判断能力が制限されている人が外出する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	3	0	
			●●	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	6	0	
	日中活動系	介護給付	●●	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。	1	2	精華園、ぷくぷくほーむ
			●●	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行う。	5	0	
			●●	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。	3 (50歳以上4)	4	精華園授産寮、精華園成人寮わかば園、はくほう
	訓練等給付	訓練就労系	●●	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。	4 (50歳以上3)	1	精華園成人寮
			●●	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の援助を行う。	なし	3	精華園、精華園有年、涼風荘
			●●	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。	—	0	
			●●	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。	—	0	
			●●	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	—	2	精華園授産寮、さくら園
	児童福祉法	障害児通所支援	●●	就学前の特別な支援が必要な子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	—	2	あしたば園、ふうり
			●●	就学前の特別な支援が必要な子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行う。	—	0	
●●			就学後の特別な支援が必要な子どもが対象で、授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生産能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	—	3	てくてく、精華園、はくほう	
●●			保育所等を訪問し、特別な支援が必要な子どもに対して集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	—	0		
障害者総合支援法	相談支援系	入所支援	●●	施設に入所している障がいのある子どもに、保護、日常生活の指導や地域技能の付与を行う。	—	1	精華園児童寮
			●●	施設に入所または指定医療機関に入院している障がいのある子どもに、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、治療を行う。	—	0	
			●●	【サービス利用支援】 ・サービス申請にかかる支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続サービス利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等にかかる申請の勧奨	—	2	精華園、さんぼみち
			●●	【障害児支援利用援助】 ・障害児通所支援の申請にかかる給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	—	1	精華園
●●	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。	—	1	さんぼみち			
●●	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等との連絡調整など、緊急時の各種相談を行う。	—	0				

(5) 障がいに関するマーク

名称	概要等	連絡先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障がいのある人を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がいのある人を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免除に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警視庁 TEL:03-3581-0141 (代)
【聴覚障害者標識】 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警視庁 TEL:03-3581-0141 (代)
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物「・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障がいのある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885
【耳マーク】 	聴こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がいのある人は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046

名称	概要等	連絡先
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を連れていての方を見かけたりした場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111 (代) FAX:03-3503-1237</p>
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	<p>公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>TEL:03-3221-6673 FAX:03-3221-6674</p>
<p>【ハート・プラスマーク】</p> 	<p>「身体内部に障がいのある人」を表しています。内部障がいのある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p> <p>TEL:052-718-1581</p>
<p>【障害者雇用支援マーク】</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がいのある人の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障がいのある人の社会参加を理念に障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障がいのある人で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がいのある人の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障がいのある人との橋渡しになればと考えております。ご協力のほど、よろしく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター</p> <p>TEL:052-218-2154 FAX:052-218-2155</p>
<p>【「白状 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク】</p>  <p>(社会福祉法人日本盲人会連合 推奨マーク)</p>	<p>白状を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白状 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白状による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉係</p> <p>TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613</p>

※厚生労働省ホームページより

障がいを理由とする差別の解消を図るための
赤穂市職員対応要領（サポートマニュアル）

平成 28 年 10 月 第 1 版

発行：赤穂市健康福祉部社会福祉課障がい福祉係

住所：〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

電話:0971-43-6833 F A X:0791-45-3396

E-mail : shougai@city.ako.lg.jp